

IMO 第 12 回ばら積み液体貨物・ガス小委員会(BLG12)の審議結果について

概要

1. 大気汚染関係
 - ・ NOx3 次規制案：日本提案の 80%減、地域規制で合意。実施は 2016 から。
 - ・ SOx 規制案：3 つのオプションに集約
2. バラスト水管理規制条約関係
 - ・ バラスト水サンプリングガイドライン (G2) 最終化

2 月 4 日から 8 日まで、英国ロンドンにおいて、第 12 回ばら積み液体貨物・ガス小委員会(BLG12)が、我が国を含む 58 の国及び地域並びに機関からの参加により開催された。

我が国からは国土交通省、環境省、(独)海上技術安全研究所その他関係海事機関・団体からなる 50 名の代表団が出席し、我が国意見の反映に努めた。今次会合における審議結果の概要は以下の通り。

1. 大気汚染の防止

船舶からの排出ガスによる大気汚染の防止については、MARPOL 条約付属書VIに規定され、付属書VIが発行した 2005 年 5 月より規制が実施されている。現在の規制値は付属書VIが採択された 1997 年当時の技術水準に基づき設定されているため、将来の技術水準の向上を踏まえて、付属書VI発効後 5 年ごとに規制を見直すこととされている。

このため、2005 年 7 月に開催された MEPC53 において規制見直しを開始すること及び検討項目が合意され、2006 年 4 月に開催された BLG10 より具体的な検討が開始された。これまでに中間会合を含め 4 回にわたり検討が行われている。

(1) 新造船のエンジンに対する NOx 規制強化

(1) 2 次規制

2 次規制については、2011 年から実施し、現行規制値から 2g/kWh から 3.5g/kWh の範囲内で削減する規制値とされていた。

今次会合では、中国から具体的な次の提案があり、各国からの支持を受けて、2 次規制案として合意された。

14.36g/kWh：130rpm 未満（現行規制値 15.5%～21.8%減）

44.0×n^(-0.23)g/kWh：130rpm 以上 2000rpm 未満（現行規制値 15.5%～21.8%減）

7.66g/kWh：2000rpm 以上（現行規制値 21.8%減）

(2) 3 次規制

3 次規制について、昨年 11 月に開催された BLG 大気汚染防止作業部会第 2 回中間会合においてノルウェー案、米国案及び日本案の 3 つのオプションが取りまとめられていた。

今次会合での検討の結果、日本から提案していた、2016 年から排出規制海域 (Emission Control Area：付属書VI締約国の提案に基づき IMO により指定される海域) において、現行値から 80%減とする案が、3 次規制案として合意された。

(2) 現存船のエンジンに対する NOx 規制

現在未規制の 2000 年 1 月 1 日以前に建造された船舶に搭載されたエンジンからの排

出ガス規制において、昨年 11 月に開催された BLG 大気汚染防止作業部会第 2 回中間
会合において取りまとめられた 2 つのオプションをベースに検討がなされた。

今次会合での検討の結果、第 2 回中間会合の結果を基本的に踏襲する形で 2 つのオ
プションがとりまとめられた。

案 1：対象エンジン全てを規制

(1) 規制対象エンジン

1990 年以降に建造された現存船のエンジンのうち[シリンダー容積
[30L][60L][90L]以上][出力 5,000kW 以上]のもの

(2) 規制値

1 次規制値

(3) 規制実施時期

今後 IMO で議論して決める日以後最初の定期検査又は中間検査

(4) 代替措置等

規制に適合できない場合は、留出油の使用、寄港国による入港拒否等を講じる。

案 2：対象エンジンのうち、アップグレードキット（規制に適合させるための改造手法）
が認証されたもののみ規制

(1) 規制対象エンジン

1990 年以降に建造された現存船のエンジンのうち[シリンダー容積
[30L][60L][90L]以上][出力 5,000kW 以上]のもの

(2) 規制値

1 次規制値

(3) 規制実施時期

主管庁がアップグレードキットの認証を IMO に通報してから[1 年]後の最初の
定期検査又は中間検査

(3) SO_x 規制の見直し

SO_x 規制については、昨年 4 月に開催された BLG11 にてとりまとめられた 6 つの
オプションについて、昨年夏以降に専門家により、規制による効果、海運業、石油産
業への影響に関する調査が行われた。その調査結果を踏まえ、以下の 3 つのオプショ
ンに集約し、MEPC57 において、更に議論を行い最終化することとなった。なお、船
上後処理装置等の代替措置の導入の可能性を残した。

案 1 全海域 1.0%[2012 年] 0.5%[2015 年]

案 2 一般海域 4.5%(現行通り)

排出規制海域(Emission Control Area) 0.1%[2012 年]

案 3 一般海域 3.0%[2012 年]

排出規制海域(Emission Control Area) 0.1%[2010 年] 0.5%[2015 年]

小排出規制海域(Micro Emission Control Area：沿岸 24 海里を超えない範囲
で IMO により指定される海域) 0.1%

(4) 今後の予定

今次会合の検討の結果取りまとめられた MARPOL 条約附属書 VI 改正案は、本年 3
月末に開催される MEPC57 で承認に向けた審議が予定

2. バラスト水管理規制条約の実施のためのガイドラインの策定等

バラスト水管理条約は、バラスト水の移動に伴う生物の移動防止を目的として、2004
年 2 月に IMO において採択され、2009 年新船(バラスト水容量 5000m³未満)から段階的
に一定の生物殺滅性能を有する処理システムからのバラスト水排出を義務付けることな
どを定めている。条約では、具体的なシステムの試験方法等は、IMO の定めるガイドラ
インに委ねることとされており、作成されるべきガイドライン 14 本のうち、これまでに

13本のガイドラインが採択されている。

今次会合では、最後の未策定ガイドラインであるバラスト水のサンプリングに関するガイドライン（G2）が最終化され、本年10月開催のMEPC58に送られ、採択に向けての審議が行われることとなった。